

調整給付金申請書

（住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方など向け）

市町村受付印

支給市区町村 （令和6年度個人住民税の課税市区町村）
身延町長 殿

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。
※本様式は、住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方などが使用するものです。
確認書（様式第1号）が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。
※本様式を提出いただいた場合、身延町において給付要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に
確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

1. 申請者

				記入日	令和 年 月 日
(フリガナ)	性別	生年月日	現住所		
氏 名					
		明治・大正・昭和・平成			
		年 月 日		電話	()

1【代理申請を行う場合】

				記入日	令和 年 月 日	
代理人	(フリガナ)	本人との 関係	性別	生年月日	代理人現住所	
	氏 名					
				明治・大正・昭和・平成		
				年 月 日		
				電話	()	
上記の者を代理人と認め、調整給付金申請書の提出を委任します。				本人氏名		

2. 変更後の送付先

				記入日	令和 年 月 日
(フリガナ)	性別	生年月日	現住所		
氏 名					
		明治・大正・昭和・平成			
		年 月 日		電話	()

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、□にチェック（レ）してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

①下記の支給要件に当てはまる場合、身延町において算定した支給額が支給されます。身延町における算定の結果、0円となった場合には調整給付金は支給されません。

【支給要件】

納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族（国外居住者を除く。）に基づき算定される定額減税可能額（注）が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回ること。

ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合は対象外となる。

（注）定額減税可能額

・所得税分＝3万円×減税対象人数

・個人住民税所得割分＝1万円×減税対象人数

減税対象人数

・「納税義務者本人＋控除対象配偶者（※）＋扶養親族（16歳未満扶養親族含む）（※）」

（※）控除対象配偶者、扶養親族は国外居住者を除く。

【支給額】

ア 所得税分の定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額を上回る額

イ 個人住民税所得割分の定額減税可能額が、令和6年度分個人住民税所得割額を上回る額

ア・イの合算額を、1万円単位で切り上げた額。

②調整給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

提出書類

☐ 『調整給付金 申請書』（本書）

※必要事項をご記入ください。

☐ 申請者（または代理人）の氏名など（表面）

☐ 変更後の送付先（表面）

☐ 誓約・同意事項（裏面上部）

☐ 署名（裏面下部）

☐ 『申請者（代理人）確認書類の写し（コピー）』

※申請者（代理人）のマイナンバーカード（表面）、運転免許証、パスポート等の写し いずれか1点（顔写真付きの証明書がない場合は、健康保険証、年金手帳、介護保険証等の写しをいずれか2点）を本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。

（チェック漏れや添付書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。）

本申し立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名